

「書面の電磁的な方法による交付に関して」新旧対照表

変更箇所：下線部

新	旧
<p>金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、金融商品取引業者が金融商品取引契約を締結しようとする時は、予め、お客様に対し法令で定める事項を記載した書面を交付する事が義務付けられており、「店頭デリバティブ取引説明書」および「<u>投資助言に係る契約締結前の書面</u>」が、その書面にあたります。</p> <p>電磁的な方法による交付とは、法令諸規則によりお客様への交付が義務付けられている各種書面等を、書面に代え、電磁的な方法をもって交付する事をいいます。</p> <p>電磁的な方法をもって交付する書面の種類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 店頭デリバティブ取引に係るご注意</li> <li>(2) 店頭デリバティブ取引約款</li> <li>(3) 店頭デリバティブ取引説明書</li> <li>(4) <u>投資助言に係る契約締結前の書面</u></li> <li>(5) <u>契約締結時の書面（投資助言）兼 投資顧問契約書</u></li> <li>(6) 反社会勢力ではないことの確約に関する同意書</li> <li>(7) その他弊社が必要と認める書面</li> </ol>	<p>金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、金融商品取引業者が金融商品取引契約を締結しようとする時は、予め、お客様に対し法令で定める事項を記載した書面を交付する事が義務付けられており、「店頭デリバティブ取引説明書」が、その書面にあたります。</p> <p>電磁的な方法による交付とは、法令諸規則によりお客様への交付が義務付けられている各種書面等を、書面に代え、電磁的な方法をもって交付する事をいいます。</p> <p>電磁的な方法をもって交付する書面の種類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 店頭デリバティブ取引に係るご注意</li> <li>(2) 店頭デリバティブ取引約款</li> <li>(3) 店頭デリバティブ取引説明書 (追加)</li> <li>(追加)</li> <li>(4) 反社会勢力ではないことの確約に関する同意書</li> <li>(5) その他弊社が必要と認める書面</li> </ol>